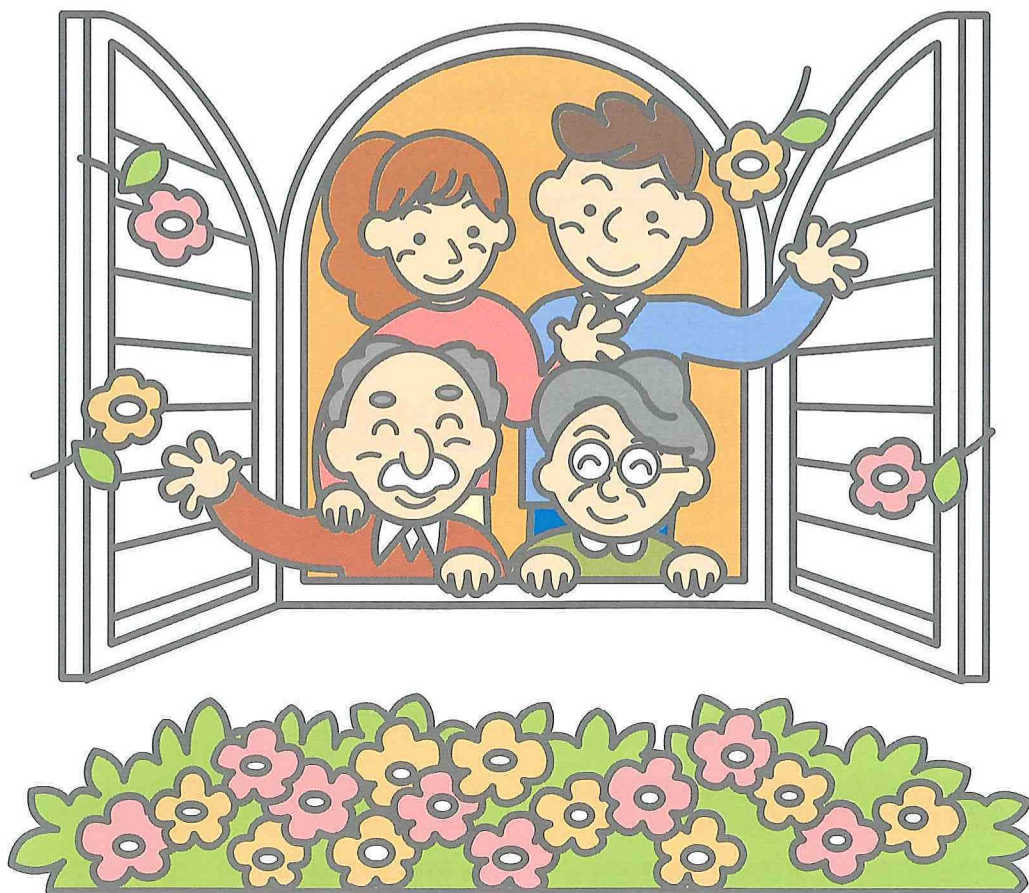


福祉サービスであなたをサポート

【にちじょう せいかつ じりつ しえん じぎょう】

日常生活自立支援事業



このようなことで困っていませんか？

- 福祉サービスの利用のしかたがわからない
- 公共料金等の支払いに自信がなくて誰かに相談したい
- 通帳や印鑑、証書などの大切な書類をよくなくしてしまう
- 役所から届く書類をどうしたらいいのかわからない

高齢者や障害のある方、一人で生活していくには不安のある方が
安心して暮らせるよう、生活支援員が定期的にお宅などにうかがいお手伝いします。

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

ご利用できる方は？

- ① もの忘れのある高齢者等（認知症高齢者等）
- ② 知的障害者等
- ③ 精神障害者等

このような方で、福祉サービスの利用手続きや、日常的な金銭管理を、自分ひとりの判断で行うことに不安のある方

- 認知症と判断された高齢者や、障害者手帳を有する方に限るものではありません。
- このサービスは、社会福祉協議会と利用者本人との契約に基づいて行うため、契約内容を理解できる能力が必要です。
- 判断能力の低下等でこのサービスをご利用いただけない場合は、成年後見制度の利用をおすすめします。
- 施設・病院に入っている方も対象となります。

サービスの内容は？

1 福祉サービス利用のためのお手伝い

- 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談
- 福祉サービスを利用したり、やめたりする手続き
- 入所・入院している施設・病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する不満などを担当窓口へ申し出るための手続き

3 日常生活に必要な手続きのお手伝い

- 住民票の届出や印鑑登録などの行政手続き
- 商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリング・オフ制度等）の利用手続き



2 日常的な金銭管理のお手伝い

- 毎日の生活に必要なお金の出し入れ
- 福祉サービス利用料、税金、社会保険料、公共料金、医療費等の支払い
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き



4 大切な通帳や書類等のお預かり

- 預貯金通帳や印鑑、年金証書や保険証書などの重要書類の保管

○ 保管できるもの

預貯金通帳、年金証書、保険証書、不動産権利証書、契約書、実印、銀行印、その他実施主体が適当と認めた書類（カードを含む。）

✕ 保管できないもの

宝石、書画、骨董品、貴金属類等



利用料は？

● 定期訪問・金銭管理サービス〔1 2 3〕1回につき**1,000円**（別に1ヶ月につき300円の事務費が必要です）

● 大切な書類等のお預かり〔4〕1ヵ月につき**500円**

- 生活保護を受けている方については、定期訪問・金銭管理サービスの利用料が免除されます。
- 市町村民税非課税者等の方は、定期訪問・金銭管理サービスの利用料の2分の1を減免します。

※ご相談から契約書の作成までは無料です。

相談からサービス提供まで

①相談受付



まずは、お住まいの
市町村社会福祉協議会
(裏面参照)にお電話ください。

②訪問・相談



専門員がお宅を訪問し、
詳しく事情をお伺いします。
※ご相談にあたっては、プライバシー
に配慮し、秘密は必ず守ります。

③支援計画作成

本人の希望などを
確かめて、個別に
支援計画を
つくります。



④契約



支援計画や契約内容が決まれば、
ご本人と社会福祉協議会が契約
を結びます。

⑤サービス開始

各市町村に配置された生活支援員が
支援計画に沿って、サービスを提供
します。契約を結んだ後でも、
希望により支援計画を変更するこ
とができます。

無
料

有
料

専門員とは？

相談を受けて、訪問・面接、支援計画の作成から
契約締結までを担当する市町村社会福祉協議会の
職員です。

生活支援員とは？

契約を締結した後、支援計画に沿って定期的に訪
問します。福祉サービスの利用手続きや、預貯金
の出し入れなど、実際に利用者のお宅などにうか
がいお手伝いをする職員です。

サービスに不満のあるときは？

市町村社会福祉協議会または富山県社会福祉協議
会にご相談ください。また、法律・医療・福祉の
専門家と当事者組織で構成する富山県福祉サービ
ス運営適正化委員会が、この事業について第三者
的に監視を行っています。こちらへ苦情を申立て
ることもできます。

富山県福祉サービス運営適正化委員会

電話 **076-432-3280**

〒930-0094 富山市安住町5番21号「サンシップとやま」2階

●成年後見制度を利用したい場合は、家
庭裁判所への申立てが必要です。手続き
などについて下記のところへご相談くだ
さい。

名 称	TEL
富山家庭裁判所家事受付係(後見担当)	076-421-8162
富山県弁護士会総合法律センター	076-421-4811
司法書士会 公益社団法人成年後見センタ ーリーガルサポート富山県支部	076-431-9332
特定非営利活動法人 とやま成年後見人協会	076-433-2348
一般社団法人富山県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあ富山」	090-2379-1475
行政書士会 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 富山県支部	076-407-5017
法務省民事局	03-3580-4111

お問い合わせ・ご相談はあなたのまちの社会福祉協議会へ

富山市社会福祉協議会	富山市今泉83番地1	076-422-5135
大沢野支所	富山市春日96番地1	076-467-1294
大山支所	富山市上滝523番地1	076-483-4111
八尾支所	富山市八尾町福島200番地	076-454-2390
婦中支所	富山市婦中町羽根1105番地7	076-469-0775
山田支所	富山市山田湯780番地	076-457-2113
細入支所	富山市楡原1128番地	076-485-9008
高岡市社会福祉協議会	高岡市清水町1丁目7番30号	0766-23-2917
福岡支所	高岡市福岡町大滝22	0766-64-8114
魚津市社会福祉協議会	魚津市新金屋2丁目13番26号	0765-22-8388
氷見市社会福祉協議会	氷見市中央町12番21号	0766-74-1800
滑川市社会福祉協議会	滑川市吾妻426	076-475-7000
黒部市社会福祉協議会	黒部市金屋464-1	0765-54-1082
宇奈月支所	黒部市宇奈月町浦山2111	0765-65-9533
砺波市社会福祉協議会	砺波市幸町8番17号	0763-32-0294
庄川支所	砺波市庄川町青島385番地	0763-82-3520
小矢部市社会福祉協議会	小矢部市鷺島15番地	0766-67-8611
南砺市社会福祉協議会	南砺市蛇喰1009番地	0763-64-2940
城端支所	南砺市理休429番地	0763-62-3547
平支所	南砺市下梨2240番地	0763-66-2012
上平支所	南砺市上平細島879番地	0763-67-3411
利賀支所	南砺市利賀村百瀬川313番地	0763-68-2316
井波支所	南砺市井波521番地	0763-82-0906
井口支所	南砺市蛇喰1009番地	0763-64-8033
福野支所	南砺市院林82-2	0763-22-3019
福光支所	南砺市荒木1550番地	0763-52-1222
射水市社会福祉協議会	射水市小島700番地1	0766-52-5190
新湊支所	射水市三日曽根9番18号	0766-82-8450
小杉支所	射水市戸破4200番地11	0766-55-2813
舟橋村社会福祉協議会	中新川郡舟橋村仏生寺55番地	076-464-1847
上市町社会福祉協議会	中新川郡上市町湯上野8番地	076-473-9300
立山町社会福祉協議会	中新川郡立山町前沢1169	076-463-3356
入善町社会福祉協議会	下新川郡入善町上野2793-1	0765-72-5686
朝日町社会福祉協議会	下新川郡朝日町荒川358	0765-83-0576

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会

電話 076-432-6157/FAX 076-432-6124

〒930-0094 富山市安住町5番21号「サンシップとやま」3階

地域福祉・ボランティア振興課